

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード プレスリリース

2013年3月1日

モニタリング・ボード、メンバー要件の評価アプローチを最終化し、 議長選出を公表

東京、日本、2013年3月1日ーモニタリング・ボードは、2月6日にブリュッセルで開催されたモニタリング・ボード会合の結果を本日公表した。モニタリング・ボードは、IFRS 財団の資金調達や会計基準諮問フォーラム(ASAF)の設置について、IFRS 財団プラダ議長と議論した。また、IFRS 財団のガバナンス改革を踏まえて検討を進めてきた、既存メンバーおよび新規メンバーをメンバー要件に照らして評価する上でのアプローチについてモニタリング・ボードは合意し、また、議長を選出した。

メンバーの評価アプローチ

モニタリング・ボードは、2012年2月9日、IFRS 財団ガバナンス改革に関する最終報告書を公表した。当該報告書は、ガバナンス構造に対する多くの改善事項を明らかにし、これらを実施する上でのアクション・プランを含んでいた。モニタリング・ボードのメンバーの拡大、及び、モニタリング・ボードのメンバー要件に照らしたメンバーの定期的な見直しの開始を決定するにあたり、評価プロセスや判断基準の更なる検討が必要であったが、これらは、2013年2月6日に行われたモニタリング・ボード会合で最終化されることとなった。

ガバナンス改革において、メンバーは各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局でなければならないことを要件とする事を確認した。当初からの要件であった、メンバーは高品質の国際的な会計基準の策定の支援をコミットしなければならないという点は、法域の資本市場におけるIFRSの使用、ならびに、法域からIFRS 財団への資金拠出によってメンバーのコミットが示されることを要求する形で具体化された。

IFRS の使用を評価するにあたり、メンバーの国際的な会計基準へのコミットは、当該法域におけるIFRSの強制又は任意適用により裏付けられなければならない、という点について、モニタリング・ボードは合意した。また、IFRSの使用により、該当する市場においてIFRSが顕著に使用されることとならなければならない。

歴史的に見れば、クロス・ボーダーにおける資本調達を容易とすることが、IFRS を使用する誘因であったことをモニタリング・ボードは理解している。しかしながら、国内における財務報告制度において、IFRS は次第により顕著な役割を果たしていくことになるであろうとモニタリング・ボードは予想している。従って、2016 年に開始されるメンバー要件に照らしたメンバーの定期的な見直し以後、国内発行体向けの財務報告制度にIFRSを組み込むために当該法域で利用されているメカニズム、及び、当該メカニズムがメンバー国の資本市場におけるIFRSの顕著な利用にどの程度貢献しているかをモニタリング・ボードは評価する予定である。

モニタリング・ボードは、IFRSの使用に関するメンバー要件に照らしたメンバーの評価、評価プロセス、メンバー要件を満たさない場合の結果に関して、以下の主要な点について合意した。

IFRS の使用:

総則

- (a) 当該国は、IFRS の適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著に適用されている状態となっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる。
- (b) 適用されるIFRSは国際会計基準審議会(IASB)が開発したIFRSと本質的に同列のもので、起こり得る例外は、一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない、もしくは当該国の公益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容しうる。

定量的要素

- (c) 当該国は、時価総額の規模、上場企業数、クロス・ボーダーの資本活動に照らした上で、国際的な文脈における資金調達のための主要な市場であると考えられる。

定性的要素

- (d) 当該国は、IFRSの策定に対し、継続的に資金拠出を行っている。
- (e) 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し、実施している。
- (f) 国・地域の関連する基準設定主体が存在する場合、IFRSの開発に積極的に貢

献することにコミットしている。

メンバーの評価プロセス・結果:

既存メンバーの定期的な見直し

- (a) 定期的な見直しは 2013 年に開始し、3 年毎に行う。必要に応じ、臨時に見直しを行う可能性もある。
- (b) 見直しは、各メンバーの自己評価から始まり、他の情報源からの追加的な情報やデータにより補完される。
- (c) モニタリング・ボードの継続メンバーの適格性は、全ての要件の完全な適合に向けて、時間をかけて進んでいるかを十分に考慮しつつ、要件に沿って評価する。
- (d) 既存のメンバーが、要件を完全に又は著しく満たしていないことが判明した場合、非適格性の度合いに応じ、要件充足に疑義の生じているメンバー以外の決定により、当該メンバーの議決権を停止することができる。
- (e) (d)の状況が次の定期的な見直しまでに改善していない場合、又は更なる重大な要件違反の明確な兆候がある場合、他のメンバーの合意により当該メンバーの資格を取り消すことができる。

新規メンバーの選定プロセス

- (a) 新規メンバーの選定は 2013 年に開始する。モニタリング・ボードは、それまでに、合意したメンバー要件に合致する適格な候補を指名しなくてはならない。
- (b) 候補が現時点では一部の要件を満たしていないものの、合理的な期間内に当該要件を充足する潜在的な可能性があることを明確に示している場合には、メンバーとして再度応募することが可能である。

次のステップ

モニタリング・ボードは、これらの要件及び評価プロセスに従って、既存メンバーの評価、及び、新規メンバーの選定を開始する。2013 年までに、この評価、及び、メンバー拡大を完了する事をモニタリング・ボードは見込んでいる。また、これらのメンバー要件を反映するために、モニタリング・ボード憲章の改訂を行う。

モニタリング・ボード議長

モニタリング・ボードメンバーは、現在モニタリング・ボードの暫定議長を務める河野正道氏を議長として選出した。河野氏は、モニタリング・ボードにおいて金融庁を代表している。同氏は、証券監督者国際機構(IOSCO)代表理事会議長ならびに金融庁国際政策統括官を務めている。

問い合わせ先:

井上 俊剛

金融庁 企業開示課 国際会計調整室長

メールアドレス: toshitake.inoue@fsa.go.jp

園田 周

金融庁 企業開示課 課長補佐

メールアドレス: makoto.sonoda@fsa.go.jp

編集担当者への注釈:

モニタリング・ボードのメンバーは、証券監督者国際機構(IOSCO)新興市場委員会及び代表理事会、金融庁、欧州委員会(EC)、米国証券取引委員会(SEC)であり、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとなっている。各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局は、モニタリング・ボードを通じて、投資家保護、市場の健全性や資本形成に関する責務を、より効果的に果たすことが可能となる。